第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">マンション再生組合の定款又は事業計画の変更の認可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第34条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠:第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。
　マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第34条第2項の規定において準用する同法第12条第1項(認可の基準等)
　別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準設定年月日</td><td>平成14年6月19日</td><td>審査基準最終変更年月日</td><td>令和8年4月1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
　期間(　　)
■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間設定年月日</td><td>年　月　日</td><td>標準処理期間最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの再生等の円滑化に関する法律（旧法令名：マンションの建替え等の円滑化に関する法律）第 12 条第 1 項（認可の基準等）

都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反するものでないこと。

二　再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。

三　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

四　再生後マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

五　再生前マンションがある場合にあっては当該再生前マンションの住戸の数、再建敷地がある場合にあっては当該再建敷地の敷地共有持分等を有する者の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

六　再生前マンションがある場合にあっては、当該再生前マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況に鑑み、そのマンションの建替え又はマンションの更新を行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

七　再生後マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

八　再生後マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

九　事業施行期間が適切なものであること。

十　当該マンション再生事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

十一　その他基本方針に照らして適切なものであること。